

議案第11号

山陽小野田市立埴生幼稚園の学級編制について

山陽小野田市立幼稚園管理規則第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり学級の編制を変更すること。

令和4年3月17日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長谷川 裕

記

1 編制する学級

学年の初めの日の前日において満4歳及び満3歳の園児による1学級の編制

2 特別の事由

学年の初めの日の前日において満3歳児の園児が5名、満4歳児の園児が5名の予定であるため、集団作りが難しい。集団作りを行うことは園児の社会性の発達を促すためには不可欠である。そこで学年の初めの日の前日においての年少園児5名と年中園児5名を合わせて年少・年中合同異年齢クラスを編制し集団作りを行う。

【参考】山陽小野田市立幼稚園管理規則（抜粋）

（入園の資格）

第2条 山陽小野田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に入園することができる者は、市内に在住する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（学級の編制）

第8条 幼稚園の学級は、園長が編制する。

2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢による園児で編制し、

1学級の園児数は、30人以下を原則とする。

3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育委員会の承認を得て、異なる年齢の園児で編制することができる。